

土 企 第 1 7 3 1 号
平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日

関 係 各 位

沖縄県土木建築部
土 木 企 画 課 長

年度報告における一式工事の取扱いについて

建設業法に基づく事業年度報告の「工事経歴書」における、土木及び建築一式工事への計上は、これまで原則元請のみを対象としてきましたが、今後下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

下請工事についても、下記要件がいずれも満たされ、確認できる資料の提供がある場合については、例外的にこれを認める。

要件

- 1 下請の工事請負額が 2,500 万円以上（建築一式工事については、5,000 万円以上）であること。
- 2 工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であること。

確認資料

工事請負契約書

特記仕様書または見積書等、工事の内容が確認できる書類

適用時期

取扱いの変更の時期については、平成 1 9 年 1 月 1 日以降の決算日にかかる事業年度報告書からとする。